

～だれもがイキイキ みんな輝く～

第2次海老名市男女共同参画プラン

海老名市

はじめに

海老名市では、男女がともに助け合い、それぞれの能力を発揮できる、豊かで活力にあふれた「ひとりひとりが輝けるまち海老名」を目指し、平成17年4月に「海老名市男女共同参画計画」を策定しました。

計画期間である10年間の歩みの中で、社会的には男女共同参画関連の法整備が進み、女性の働きやすい職場環境の整備や、女性の被害防止・救済システムの確立などが進められてきました。また、現在、安倍内閣では、「女性の活躍」を成長戦略の中核に掲げるなど、社会における男女共同参画の機運は高まりつつあるといえます。

しかし、性別による固定的な役割分担意識は根強く残り、女性の就業継続は依然として厳しく、家事や育児の負担はいまだ女性に偏っているのが現状です。また、各分野の意思決定の場に関わる女性が少ないことから、女性の参画が不十分であるといえます。

こうした状況を踏まえ、海老名市における男女共同参画の更なる発展を目指し、このたび「海老名市男女共同参画プラン」を改定いたしました。プランは、意識に関するものから、仕事や家庭、社会生活に関するものと多岐に渡ります。また、今回新たに「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」や「女性の人材育成」「男性・子どもにとっての男女共同参画」など、今後新たに取り組むべき施策や事業についても取り上げております。

この計画の推進、ひいては男女共同参画社会の実現には、行政の努力はもちろんではありませんが、何より市民、企業のみなさまが、それぞれの役割を担い、積極的に関わっていただくことが不可欠であります。今後、みなさまとともに本計画の実現に努めてまいりたいと考えておりますので、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

平成27年3月
海老名市長 内野 優



新プランを一緒に策定した男女共同参画協議会委員のみなさんと

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画改定の趣旨	2
2 計画の性格	2
3 第2次海老名市男女共同参画プランの位置づけ	3

第2章 計画の概要

1 基本目標	5
2 計画の基本理念	5
3 基本方針	6
4 計画期間	6
5 基本方針ごとの指標	6
6 計画の体系	7

第3章 施策の内容

基本方針1 男女共同参画社会実現のための意識づくり	9
(1) 市民への意識啓発	10
(2) 子どもにとっての男女平等教育	11
男女共同参画に関する中学生意識調査について	12
男女共同参画コラム①	14
基本方針2 様々な分野における男女共同参画の推進	15
(1) 女性の人材育成	16
(2) 意思決定過程への女性の積極的な参画	17
男女共同参画コラム②	18

基本方針3 仕事と生活の調和の実現	19
(1) 働き方・働かせ方の改善	20
(2) 仕事と子育て・介護の両立	21
(3) 男性にとっての男女共同参画	22
男女共同参画コラム③	22

基本方針4 異性に対する暴力の根絶と人権の尊重	23
(1) 配偶者等からの暴力の根絶	24
(2) 異性に対する暴力の防止と人権の尊重	25
(3) 男女の生涯を通じた健康支援	26
男女共同参画コラム④	27

第4章 推進体制と進行管理等

1 推進体制	29
2 進行管理	30
3 課別事業一覧	31

— 付属資料 —

1 策定経過	34
2 海老名市男女共同参画協議会委員名簿	35
3 パブリック・コメント実施結果	36
4 用語解説	37
5 関係法令等	
(1) 海老名市男女共同参画協議会設置要綱	39
(2) 海老名市男女共同参画行政推進会議設置要綱	41
(3) 男女共同参画社会基本法	44
(4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	48

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画改定の趣旨

海老名市では、平成17年3月に「海老名市男女共同参画計画」を策定し、「男女共同参画のまち海老名」を目標に、前期計画（平成17～21年度）、後期計画（平成22～26年度）に分け、10年間に渡り各種の取り組みを推進してきました。

しかし、さまざまな分野で性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として強く残っています。また、配偶者等からの暴力防止の取り組みの強化、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）など、男女共同参画社会の実現のために推進しなければならない課題が多く残されています。

こうしたことから、これらの課題の改善を図りながら、男女共同参画社会の実現を目指し、本市における男女共同参画が一層前進するよう本プランを改定しました。

2 計画の性格

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条に規定された市町村における男女共同参画社会の形成を促進する施策についての基本的な計画で、海老名市の総合計画である「海老名市第四次総合計画」を補完する、特定課題に対応した個別計画です。

また、本プランの「配偶者等からの暴力の根絶」の取り組みは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく、海老名市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本的な計画」（市町村基本計画）として位置付けました。

3 第2次海老名市男女共同参画プランの位置づけ

男女共同参画社会基本法 (平成 11 年 6 月 23 日公布・施行)

5つの基本理念

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調

国・地方公共団体及び国民の役割

国の責務 (第8条)

- ・基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定
- ・積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施

地方公共団体の責務 (第9条)

- ・基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む
- ・地域の特性を活かした施策の展開

国民の責務 (第10条)

- ・職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野において男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている

男女共同参画基本計画 (第13条)

- ・男女共同参画基本計画策定義務

都道府県男女共同参画計画等 (第14条)

- ・都道府県：計画策定義務
- ・市町村：計画策定努力義務

男女共同参画 基本計画

- 第1次 H12～16年度
- 第2次 H17～22年度
- 第3次 H23～

かながわ男女共同参 画推進プラン

- 第1次 H15～19年度
- 第2次 H20～24年度
- 第3次 H25～

【海老名市】

海老名市第四次総合計画

- (前期) H20～24年度
- (後期) H25～29年度

個別計画

海老名市男女共同参画計画

- (前期) H17～21年度
- (後期) H22～26年度

第2次海老名市 男女共同参画プラン H27～31年度

第2章 計画の概要

1 基本目標

「男女共同参画のまち海老名」

男女が共に助け合い、それぞれの能力を発揮できる、豊かで活力にあふれた「一人ひとりが輝けるまち海老名」を目指した計画です。

2 計画の基本理念

国の「男女共同参画社会基本法」の基本理念^(※)を尊重しながら、以下の項目を海老名市の基本理念とし、市民及び事業者と連携し男女共同参画を推進します。

(※) 3頁「3 第2次海老名市男女共同参画プランの位置づけ」参照

- (1) 男女が性別によって差別的な扱いを受けず、個人としての能力を発揮できるよう、男女双方の人権が尊重されること。
- (2) 社会の制度や慣行に根強く残っている性別による固定的な役割分担意識に捉われることなく、家庭や職場などすべての分野で、男女が自由に活動できるよう配慮すること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画でき、政策等の立案及び決定に男女が共同で参画する機会が確保されること。
- (4) 男女がお互いに協力して、家事や子育て、介護などの家庭生活における活動を行い、家族としての役割を果たしながら、仕事や地域活動との両立をできるようにすること。

3 基本方針

- (1) 男女共同参画社会実現のための意識づくり
男女共同参画について、多くの市民に理解されること。
- (2) 様々な分野における男女共同参画の推進
様々な分野において女性の参画が高まり、その能力が活かされること。
- (3) 仕事と生活の調和の実現
市民が、ワーク・ライフ・バランスを実現させること。
- (4) 異性に対する暴力の根絶と人権の尊重
 - ・お互いの性を尊重し、心身の健康について適切な知識を身につけること。
 - ・配偶者間などにおける暴力や相談機関について、市民の認識が高まり女性に対する暴力が根絶されること。

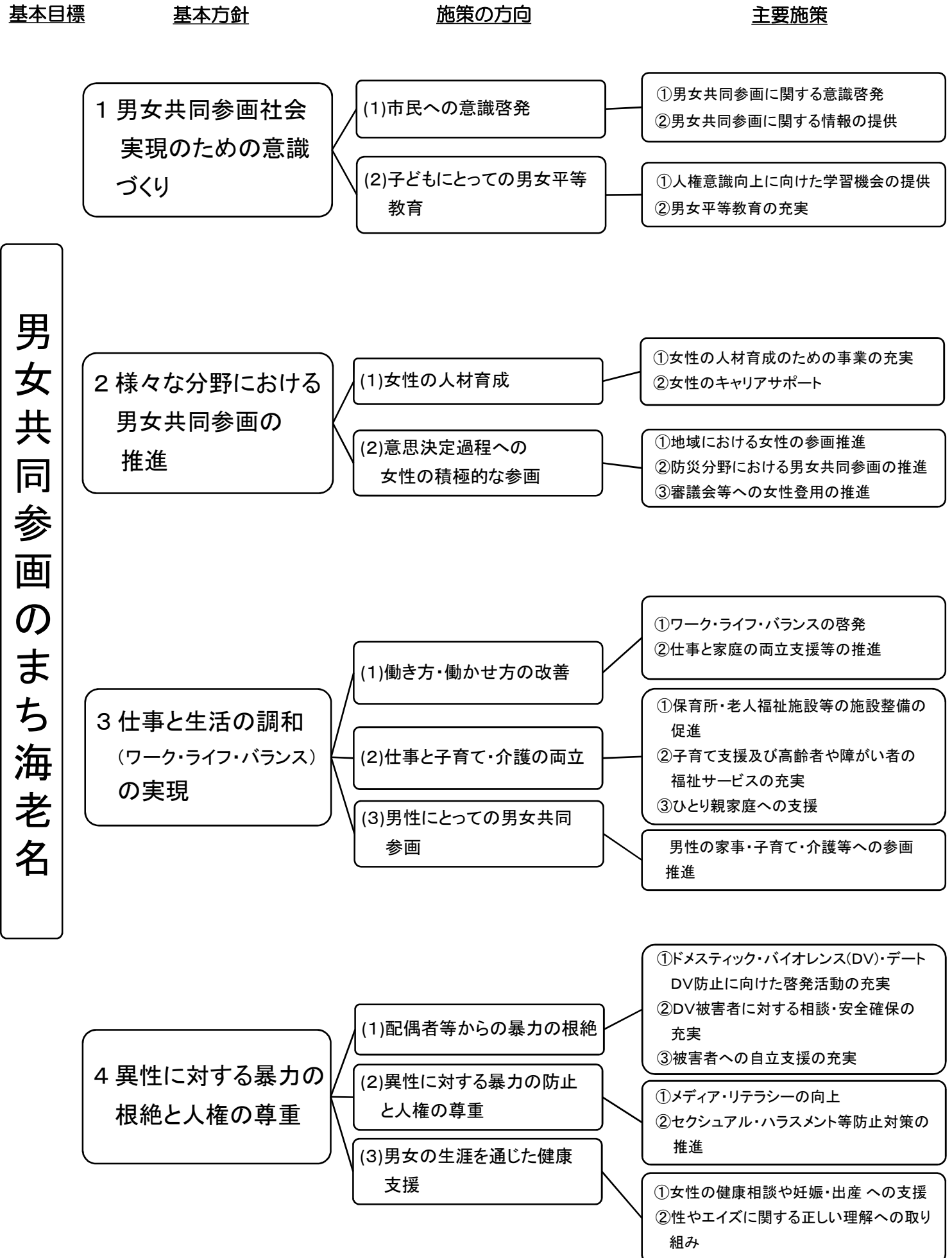
4 計画期間

計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度の 5 年間とします。
ただし、社会情勢の変化などに応じて必要な見直しを行います。

5 基本方針ごとの指標

本プランでは、近年の社会経済情勢や男女共同参画に関連する海老名市の現状、これまでの取組などを踏まえ、基本方針ごとに指標を定めます。

基本方針	項目	指標
基本方針 1	「男女共同参画社会」という用語の周知度	100% (5年後)
基本方針 2	女性の人材育成講座の実施	20 回 (5年間)
基本方針 3	「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」 という用語の周知度	50% (5年後)
	「女性の活躍推進事業所」表彰事業所数	10 社 (5年間)
基本方針 4	配偶者等からの暴力の相談窓口の周知度	100% (5年後)



第3章 施策の内容

基本方針 1

男女共同参画社会実現のための意識づくり

男女共同参画の意識づくりのために、情報提供を幅広く継続的に行い、また子どもの頃からの教育をはじめとして、家庭、学校、社会などのあらゆる場であらゆる人々に対して学習の機会の提供をします。

実現すると…

男女共同参画についての理解が深まることにより、男女ともに個性と能力を発揮し、様々な生き方を選択できる社会づくりが進みます。

◆現状と課題

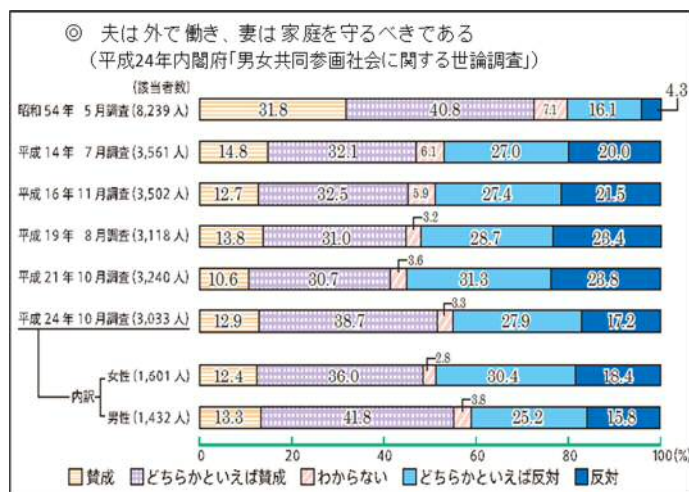
性別によって差別されたり固定的な役割を強制されたりすることなく、男女が社会のあらゆる場に参画し、それぞれの能力を発揮できる社会を実現するには、男性も女性もお互いの能力を認め合い、尊重しあうことが大切です。

しかし、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は、時代とともに薄れてはいるものの、慣習やしきたりとして根強く社会に浸透しており、その解消のためには全ての人が、男女共同参画の必要性について理解を深めることが求められます。そして、男性も女性も、社会や家庭で自立できる力をつける必要があります。

◎ 固定的な性別役割分担意識について

昭和54年調査では、賛成の割合が7割を超えていたが、平成19年調査から反対（どちらかといえば反対を含む）が賛成（どちらかといえば賛成を含む）を上回り、平成21年では、男性も反対を上回るなど、年々、固定的な性別役割分担意識は緩和されてきている。しかし、平成24年調査では、再び賛成が反対を上回っている。

⇒状況の改善を図るため、今後も地域や学校、家庭での啓発活動を充実させていく必要がある。



◎指標

項目	指標
「男女共同参画社会」という用語の周知度	100% (5年後)

施策の方向（１） 市民への意識啓発

男女共同参画についての正しい認識と必要性を広めるためには、性別や年代を問わず多くの人が様々な機会を通じて、男女共同参画について知り、学ぶことが大切です。

男女がともに学習できる機会を提供し、家庭や地域での男女共同参画意識の向上を図ります。また、男性も女性も個性や能力を十分に発揮できるような環境づくりに努めます。

■ 主要施策

① 男女共同参画に関する意識啓発

事業名	事業説明
男女共同参画に関する学習機会の提供	男女共同参画についての学習機会として、講演会や講座を実施します。
市民との協働による男女共同参画の推進	男女共同参画社会の実現に向けた事業を市民団体等と協働で実施します。
男女共同参画推進員の設置	男女共同参画推進員を公募し、事業の企画運営や啓発紙の作成など、男女共同参画を推進する活動を行います。
男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進	保護者対象の家庭教育学級において男女共同参画の学習機会を設け、家庭における男女共同参画意識の向上を図ります。

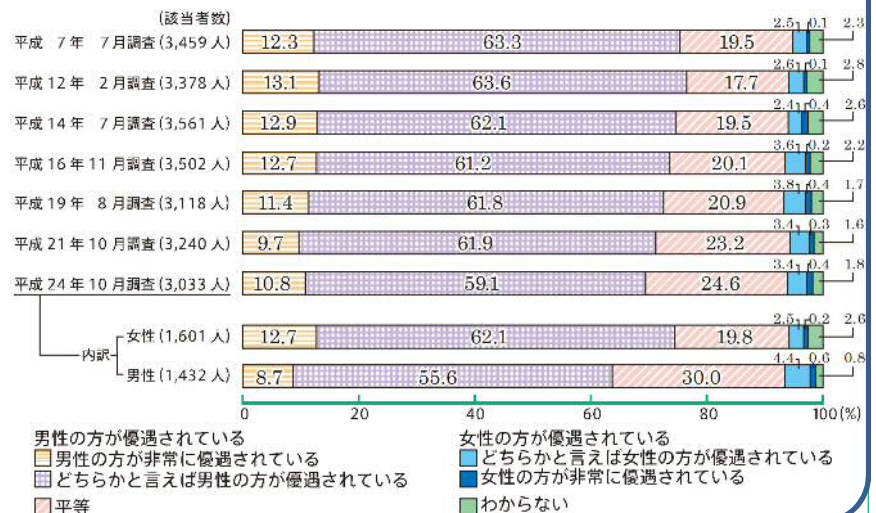
② 男女共同参画に関する情報の提供

事業名	事業説明
男女共同参画に関する情報の提供	男女共同参画に関する認識を深め、広く知らせるために、啓発紙の発行やホームページ等により情報を提供します。
男女共同参画推進事業所の視察・情報提供	男女共同参画の推進（家庭と仕事の両立支援や男女平等の職場づくり）等に積極的な事業所を訪問し、啓発紙等でPRします。

◎ 男女の地位の平等感

（平成 24 年内閣府「男女共同参画に関する世論調査」）

平成 24 年調査では、男女の地位について、69.9%が「男性の方が優遇されている」と考えている。男女の比較でも、男性の64.3%が「男性の方が優遇されている」と回答している。



施策の方向（２） 子どもにとっての男女平等教育

これからの社会を担う子どもたちが、社会の中で固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく自分らしく生きていくためには、個人の個性や能力を尊重する人権教育や男女平等教育が必要です。

学校や家庭における男女平等や男女共同参画に関する教育・学習機会を充実させていきます。

■ 主要施策

① 人権意識向上に向けた学習機会の提供

事業名	事業説明
人権講演会の開催	人権意識の向上を図るため、人権講演会や人権教室を開催します。
教職員研修の充実	教える側の男女共同参画意識の向上のために、教職員対象の男女共同参画講座を実施します。

② 男女平等教育の充実

事業名	事業説明
人権教育の一環としての男女平等教育	学校教育において、人権教育の一環として男女平等教育を推進します。
男女平等の視点に基づいた資料の提供	男女共同参画の視点を取り入れた、学校教育用資料を提供します。
男女平等の視点に基づいた生き方指導の充実	生徒が固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、個性と適性に応じた将来の生き方について学べるよう指導します。



男女共同参画に関する中学生意識調査について

海老名市の子どもにおける男女共同参画にかかわる意識・意向と実態を把握するため、海老名市立全中学校2年生（1,141名）を対象に、平成26年6月25日から7月5日の間で、意識調査を実施しました。

以下、調査結果の一部を掲載します。

図1 「男は仕事・女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識

問) 「男は仕事・女は家庭」という考え方がありますが、この考え方についてどう思いますか。

性別役割分担については、全体では「**そう思う(合計)**」が33.1%と「**そう思わない(合計)**」が32.4%が拮抗している。

一方、性別でみると、女子では「**そう思わない(合計)**」が42.2%と、「**そう思う(合計)**」を大きく上回ったのに対し、男子は逆に「**そう思う(合計)**」が38.6%、「**そう思わない(合計)**」を上回る結果となった。

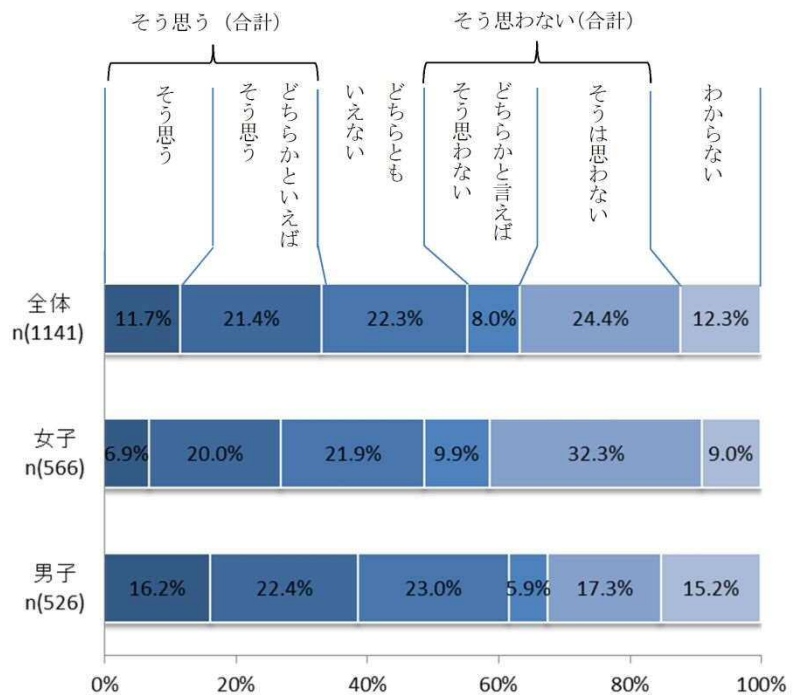
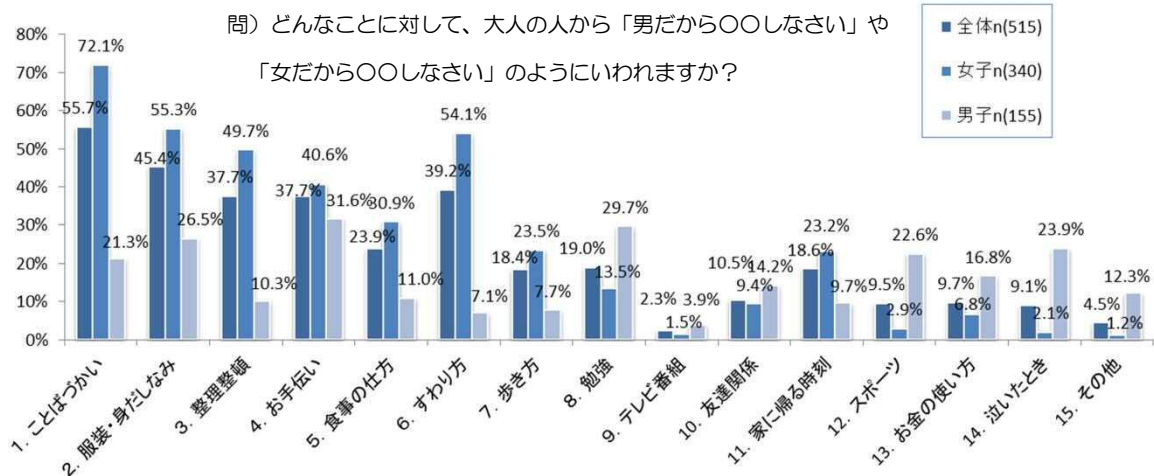


図2 性別役割分担意識に対する大人の言動のきっかけ



性別役割意識に対する大人の言動のきっかけは、「ことばづかい」が55.7%と最も多くなっている。次いで「服装・身だしなみ」が45.4%、「すわり方」が39.2%となっている。

性別でみると、女子では「ことばづかい」(72.1%)、「服装・身だしなみ」(55.3%)、「すわり方」(54.1%)、「整理整頓」(49.7%)などが男子に比べ高い。一方、男子では「勉強」(29.7%)、「泣いたとき」(23.9%)、「スポーツ」(22.6%)、「お金の使い方」(16.8%)が女子に比べ高くなっている。

図3 家の中でのお手伝いの状況

家の中でのお手伝いの状況については、「食事のあとかたづけ」が60.5%と最も多く、次いで「食事のしたく」が47.2%、「ゴミ出し」46.7%と続いている。

性別でみると、女子では「食事のあとかたづけ」が65.7%と最も多く、次いで「食事のしたく」54.8%となっている。男子は全般的に女子より低い割合だが、「ゴミ出し」53.6%(女子40.8%)、「お風呂あらい」45.8%(女子39.4%)は女子の割合より高くなっている。

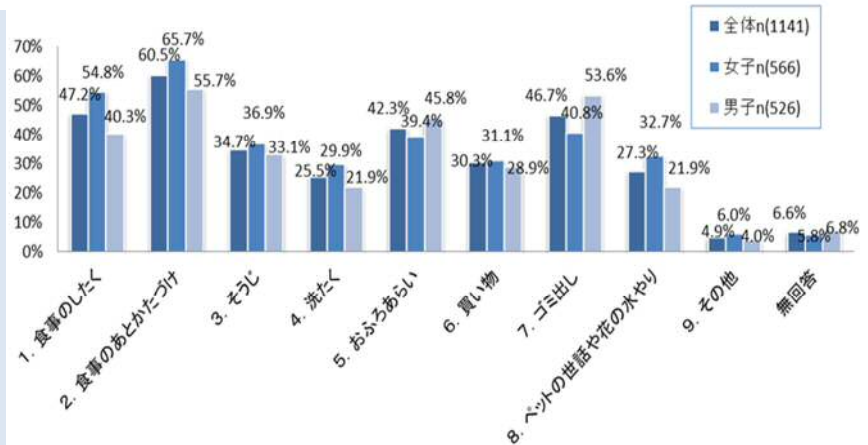


図4 女性が仕事を持つことについて

女性が仕事を持つことについては、全体では「どちらでもよい」が45.8%、次いで「子どもができるまでは仕事を持つ方がよい」15.2%、「結婚するまでは仕事を持つ方がよい」10.3%、「ずっと仕事を持ち続ける方がよい」9.3%、「仕事を持ち続けることはあたり前だと思う」7.3%の順となっている。

性別でみると、「子どもができるまでは仕事を持つ方がよい」が女子19.1%、男子12.0%と女子の数値の方が上回っている。また、「仕事を持ち続けることはあたり前だと思う」も女子8.5%、男子5.9%と女子の数値が高い結果となった。

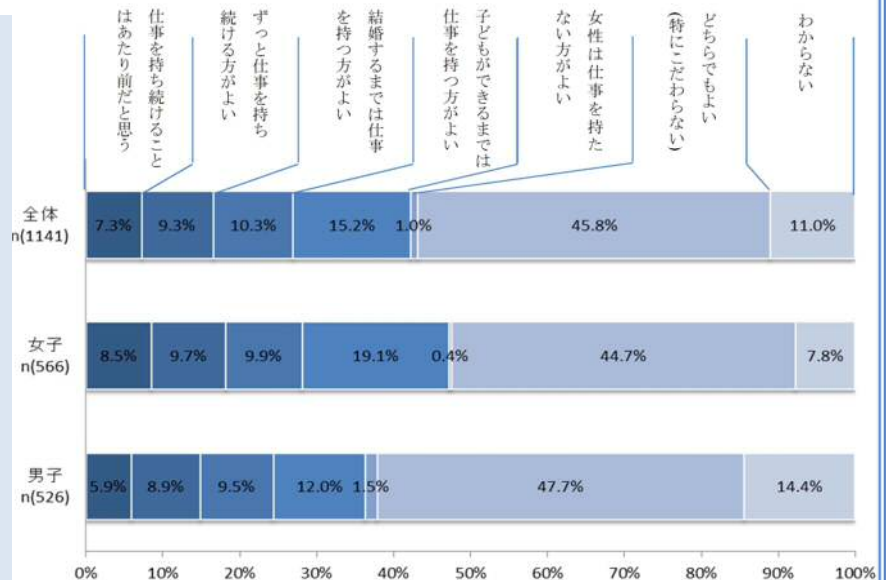


図5 将来希望する職業について

将来就きたい職業については、男子では「スポーツ選手」32.3%が最も多い。以下、「会社員、銀行員」19.4%、「コンピュータ関係の仕事」17.5%となっている。

女子では、「保育園、幼稚園の先生」32.2%が最も多く、次いで「食べ物屋さん(ケーキ屋さん、パン屋さんなど)」19.1%、「美容師、理容師」となっている。

順位	男子(n=526)	女子(n=566)
1	スポーツ選手 32.3%	保育園、幼稚園の先生 32.2%
2	会社員、銀行員 19.4%	食べ物屋さん(ケーキ屋さん、パン屋さんなど) 19.1%
3	コンピュータ関係の仕事 17.5%	美容師、理容師 17.0%
4	公務員 15.8%	ペット屋さん、動物の飼育 16.1%
5	自動車、機械などのエンジニア 8.9%	歌手、タレントなどの芸能人 12.9%
6	建設業、大工など建物、道路、橋などをつくる人 8.7%	看護師など病院で働く人 12.0%
7	学者、博士 7.6%	画家、デザイナーなどの芸術家 11.5%
8	学校の先生 7.4%	学校の先生 9.7%
9	自動車、電車の運転手 6.7%	調理師、コックなど料理をつくる人 9.5%
10	警察官、刑事 6.3%	マンガ家、イラストレーター 9.4%

アンケートに見られるジェンダーの視点

早稲田大学 招聘研究員 井上 恵子

安心感の中で成長し自立へと向かう子どもたちは、様々なことを学び、将来の人生設計や職業選択をしていきます。全国的にみても貴重な今回の中学生調査では、生育環境としての家庭の様子がうかがえて興味深いものでした。

リーダー的役割や掃除・整理整頓についての性差の意識は男子より女子にこだわりが少ないようにです。しかし、親の注意は、言葉使い、服装や身だしなみ、座り方が女子に多く、勉強、泣いたときは男子に多くなっています。【図2】そしてそれをいやな気持ちとしたと答える生徒がいる反面、3割の生徒がその通りと感じるなど、大人の言動が子どもに影響を与えています。

また、家の手伝いでは、ごみ出しや風呂洗いをする男子の割合が多いものの、食事のしたくや後片付けについては女子の割合が多く【図3】、それも影響してか家庭での役割分担を望む意識は、男子よりも女子の方が多くなっています。さらに女性が仕事を持つことについて男女ともこだわらないとしながらも、希望職種では、男子がスポーツ選手、女子が保育園・幼稚園の先生等と、どちらかといえば性差に即した職が選ばれています。このようなことからジェンダーに関わる価値観が世代を超えて伝えられていることが推察されます。【図4、図5】

今日、イクメン・イクボス・イクジィと男性の男女共同参画への理解が進む中、女性の活躍も期待されています。男女の別より個性を尊重する教育や学びが推進され、子どもにとっての男女共同参画の意識が培われてゆくことを願ってやみません。



基本方針2

様々な分野における男女共同参画の推進

あらゆる分野における女性の活躍や、方針等意思決定過程への女性の参画を目指します。

実現すると…

職場や地域でリーダーシップをとる女性が増えることで、意見や発想の多様化が進み、社会全体が活性化します。

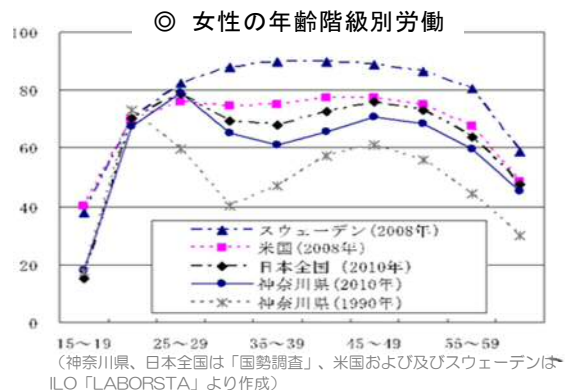
◆現状と課題

近年、女性の社会進出は進んでいますが、依然として方針等意思決定過程を決定する役割は男性が多く、女性の活躍はまだ一部の女性たちに限られています。行政においても、市政に関する会議の委員や管理職などの役職に女性の登用は少なく、意思決定の場に女性が参画できる機会は十分とはいえません。このため、女性自身が意識を高め、政治・経済・地域などあらゆる意思決定の場で、女性が対等に参画していくために、女性の能力発揮（エンパワーメント）に向けた取り組みが求められます。また、女性の社会進出を支援するためには、結婚・出産・育児等で仕事を中断した女性や就業経験のない女性が、就職・再就職できるようキャリアサポートを行っていくことも重要です。

◎ M字カーブの問題（女性の年齢別労働力率）

日本の女性の年齢階級別労働力率は、出産・子育て期にあたる30歳代での離職の影響により低下し、その後、再就職することにより上昇する「M字カーブ」を描く。一方、欧米諸国ではM字の谷はほとんど見られない。

※神奈川県「かながわ男女共同参画推進プラン（第3次）」より



◎ 審議会等委員の女性の割合

国が示す都道府県及び市町村の審議会等委員に占める女性割合の成果目標は平成27年度までに30%とあるが、海老名市においては27.5%と目標達成には至っていない状況。審議会等の所管課に、女性登用の大切さを伝え、女性委員の登用を促していく必要がある。



◎指標

項目	指標
女性の人材育成講座の開催回数	20回 (5年間)

施策の方向（１） 女性の人材育成

女性がその能力を十分に発揮して、様々な分野への参画が可能となるよう、人材の育成や講座の開催、情報の提供、就業支援を実施します。

■ 主要施策

① 女性の人材育成のための事業の充実

事業名	事業説明
女性のエンパワーメントの促進と人材育成	女性の社会進出が進むよう、講座・講演会等を通じて女性のエンパワーメントを進め、人材の育成に努めます。
人材の情報提供	男女共同参画の視点に立って活動している女性の活動・活躍状況を啓発紙等で紹介します。

※女性のエンパワーメント

女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくこと。

② 女性のキャリアサポート

事業名	事業説明
女性のキャリアサポート事業	就職・再就職・起業等、就業を希望する女性に対し、一人ひとりのニーズに合わせた相談、カウンセリング等の就業支援をNPOと共同で実施します。
女性リーダー研修の実施	企業の方針決定の場で活躍できる女性の人材を育成するためのマネジメントセミナー等を実施します。

◎ ジェンダー・ギャップ指数

(内閣府「男女共同参画社会の実現をめざして 平成 26 年版データ」抜粋)

スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が独自に算定したもので、4分野のデータ※から構成され、男女格差を測る指数。日本は、136 か国中 105 位（前回（平成 24 年）は 101 位）で、依然として政治・経済分野での格差が大きく、総合順位が低い状況である。

順位	国名	GGI 値
1	アイスランド	0.873
2	フィンランド	0.842
3	ノルウェー	0.842
4	スウェーデン	0.813
5	フィリピン	0.783
6	アイルランド	0.782
7	ニュージーランド	0.780
8	デンマーク	0.778
⋮	⋮	⋮
105	日本	0.650

分野	順位	値
経済	104 位	0.584
教育	91 位	0.976
保健	34 位	0.979
政治	118 位	0.060

世界経済フォーラム
 “The Global Gender Gap Report 2013”より作成。
 ※各分野のデータ
 ○経済分野：労働力率、同じ仕事の賃金の平等性、所得の推計値、管理職に占める比率、専門職に占める比率
 ○教育分野：識字率、初等・中等・高等教育の各在学率
 ○保健分野：新生児の男女比率、健康寿命
 ○政治分野：国会議員に占める比率、閣僚の比率、最近 50 年の国家元首の在任年数

施策の方向（２） 意思決定過程への女性の積極的な参画

あらゆる分野において、性別にとらわれずに適性を活かし、意欲を持って活躍できるよう、様々な分野における女性の活躍を支援します。

■ 主要施策

① 地域における女性の参画推進

事業名	事業説明
地域活動団体等の役員への女性登用の促進	PTA・自治会などの地域団体や商工団体等、地域における多様な政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るべく啓発を行います。
女性農業者グループ育成事業	女性の農業経営への参加意欲の向上や組織強化を図るため、女性農業者育成活動への支援を行います。

② 防災分野における男女共同参画の推進

事業名	事業説明
防災分野への女性の参画	防災講演会等に男女共同参画の視点も盛り込み、実施します。
地域防災計画の見直し	避難所マニュアル等の作成において、男女共同参画の視点も盛り込みます。
女性防火推進員の活躍支援	海老名市女性防火推進員の防火・防災に関する研修会や訓練等の事業を実施します。

③ 審議会等への女性登用の推進

事業名	事業説明
審議会等委員への女性の参画推進	男女の意見を政策形成の場へ反映させるため、審議会等の委員構成において、男女いずれか一方の性に偏ることがないように配慮します。
審議会等における女性登用の実態調査の実施	現状を把握するための実態調査を毎年行い、改善につなげます。

女性の人材育成・エンパワーメントについて

ノンフィクション作家 岸 かおる

昔、「結婚適齢期」という言葉がありました。それは、よくクリスマスケーキに例えられていました。24日（歳）はまだ売れるが25日（歳）からは売れ残ると。今や、「結婚適齢期」から解放された女性たちは、年齢を気にせず能力を発揮し、夢をかなえる切符を手に入れました。女性は、幸せになったのでしょうか・・・？

現実には、家庭でのDV被害、職場でのハラスメントは減ってはいません。非正規雇用で子どもを育てるシングルマザーも増え、子どもの貧困が深刻な社会問題になっています。このような女性には、一人ひとりの事情をきちんと把握して、きめ細やかで的確な情報提供、そして何よりも、「一人ではないよ」という、心に寄り添う支援が必要です。

今、社会は急激に変化していて、一見、女性の社会進出も伸びているように思えます。しかし、世界的な男女平等度の評価で、日本は先進国の中でも最低に近い順位という残念な結果が出ています。女性にとって能力を発揮でき、評価され、成長できる社会はまだまだ先のようなようです。

女性が能力を発揮するには、男女の意識の奥深くに刷り込まれた「性別役割分業意識」を払拭し、社会、行政、企業が連携して女性支援を柔軟に継続して取り組む必要があります。その支援を担うスタッフの資質の向上も重要です。性別は、自分で選んだわけではありません。男女とも同じようにチャンスが与えられ、能力が発揮できる社会は、女性も男性も幸せになれる社会です。



基本方針3

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

仕事、家庭生活、地域生活、自己啓発、趣味などの様々な活動を、ライフステージに応じて自らの希望に沿って展開できる社会の実現を目指します。

実現すると…

男女がともに自らが希望するバランスで、仕事と家庭、地域、趣味など様々な活動ができる、充実した生活を送ることができます。仕事と家庭を両立し、子どもを安心して産み、育てることができる社会になります。

◆現状と課題

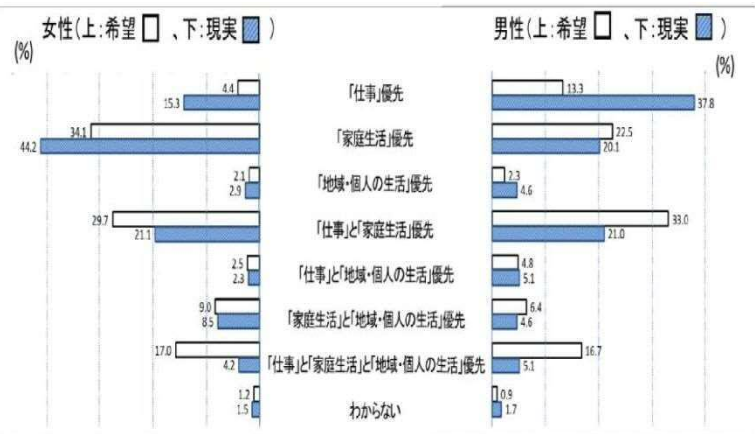
家庭における役割分担においては、女性が家事や育児、介護などの家庭生活の大部分を担っているという現状があります。仕事と家庭の両立の困難さを理由に仕事を続けることをあきらめてしまう女性も多く、就業の場で女性の定着が進まない大きな要因となっています。一方で男性の労働時間は長時間化する傾向にあり、男性が積極的に育児等の家庭生活へ参画できないことも問題となっています。また、少子高齢化が進み、核家族化など家族形態が多様化している現代では、育児や介護に対する負担感が増えています。

男女ともに、自らが希望するバランスで、仕事と生活の調和を進めるためには、労働時間や育児、介護についての理解の促進と、保育所等の施設整備などの環境整備が必要です。

◎ 仕事と生活の調和に関する希望と現実

「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度についての希望と現実を聞いたところ、男女共に希望は複数の活動をバランスよく行いたいとする人の割合が高くなっている。一方、現実には、男性では「仕事」優先が、女性では「家庭生活」優先がそれぞれ最多であるなど、単一の活動を優先している人の割合が高くなっている。

◎ 仕事と生活の調和に関する希望と現実
内閣府「平成24年男女共同参画白書」データより



◎指標

項目	指標
「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」 という用語の周知度	50% (5年後)
「女性の活躍推進事業所」表彰事業者数	10社 (5年間)

施策の方向（１） 働き方・働かせ方の改善

男女がともに、ライフステージや家庭の事情などに応じて、自らが希望するバランスで働けるよう、就業する側（働き手）だけでなく、雇用する側（働かせ方）への啓発も行い、双方の理解を深めるとともに、就業環境の改善を図ります。

■ 主要施策

① ワーク・ライフ・バランスの啓発

事業名	事業説明
ワーク・ライフ・バランスの啓発資料の作成、啓発	ワーク・ライフ・バランスの必要性を示すとともに、企業においては労働時間の短縮や育児休業制度が定着するよう、啓発紙等を作成し市民と企業へ向けた啓発を行います。
男女共同参画推進事業所の視察・情報提供【再掲】	男女共同参画の推進（家庭と仕事の両立支援や男女平等の職場づくり）等に積極的な事業所を訪問し、啓発紙等でPRします。
「女性の活躍推進事業所」の表彰	女性の能力を活用し、男女が共に働きやすい職場環境づくりを積極的に進めている市内事業所を表彰します。

② 仕事と家庭の両立支援等の推進

事業名	事業説明
労働講座の開催	男女雇用機会均等法の趣旨を踏まえ、法の周知徹底を図るとともに、男女ともに能力を発揮できるよう労働講座を開催します。
女性のキャリアサポート事業【再掲】	就職・再就職・起業等、就業を希望する女性に対し、一人ひとりのニーズに合わせた相談、カウンセリング等の就業支援をNPOと共同で実施します。
ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催	ワーク・ライフ・バランスの促進のため、セミナーを開催します。

◎ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、個人の事情や希望、人生の段階に応じて、自ら希望するバランスで展開できる状態を進めようとする事です。

具体的には、働き方を見直して仕事の効率を高めることで、時間的余裕が生まれ、それとともに、仕事の成果も高まり、個人の生活全般が充実します。このことによって、個人の意欲や創造性が高まり、さらなる仕事の充実にもつながるといふ、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環が、多様性に富んだ活力ある社会を創出するとする考え方です。

なお、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現するために、平成 19 年 12 月 18 日に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

(平成 19 年 7 月の『ワーク・ライフ・バランス』推進の基本的方向報告(男女共同参画会議 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する専門調査会)より)

施策の方向（２） 仕事と子育て・介護の両立

子育てや介護等に関する福祉サービスやひとり親家庭への支援を充実し、家庭生活の負担の軽減を図ります。

■ 主要施策

① 保育所・老人福祉施設等の施設整備の促進

事業名	事業説明
保育所の整備等促進	待機児童を解消するとともに、多様な保育ニーズに対応するため、保育所の整備等を「海老名市子ども・子育て支援事業計画」に基づき実施します。
介護老人福祉施設等の整備促進	高齢化が急速に進行し、在宅での介護が困難な高齢者の増加が見込まれるため、介護老人福祉施設等の整備を「えびな高齢者プラン21」に基づき実施します。

② 子育て支援及び高齢者や障がい者の福祉サービスの充実

事業名	事業説明
多様なニーズに対応した保育サービスの充実	保育ニーズの多様化に対応するため、休日保育、延長保育、病児・病後児保育、預かり保育を「海老名市子ども・子育て支援事業計画」に基づき実施します。
子育て支援センター事業の充実	育児相談、育児情報を提供し、子育てサークルや地域子育て支援拠点事業を促進する子育て支援センター事業を実施します。
ファミリーサポートセンター事業の充実	育児援助活動の調整や会員の研修、会員間の交流を行います。
あそびっ子クラブ・まなびっ子クラブの実施	小学校の体育館やグラウンド、余裕教室等を活用した遊びの場・学びの場を提供することで、放課後の活動支援・学習支援を行います。
児童健全育成対策事業（学童保育）の充実	小学校区全てに設置された学童保育施設に対し、環境整備等の充実を図ります。
介護保険サービスの充実	訪問介護、デイサービス事業、短期入所事業等を「えびな高齢者プラン21」に基づき実施します。
障がい者と障がい者の家族の支援	移動支援や日中一時支援等、障がい者と障がい者の家族を支援する事業を「海老名市障がい者福祉計画」に基づき実施します。

※ファミリーサポートセンター事業

地域の子育て支援活動をサポートするため、育児の援助を希望する人（利用会員）と、育児の援助を行う人（援助会員）で構成される有償ボランティアの会員組織の相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

○育児援助の一例…保育施設への送り迎え、保育施設の時間外や学校の放課後における預かり等。

③ ひとり親家庭への支援

事業名	事業説明
ひとり親家庭の自立に向けた経済的支援	ひとり親家庭の自立支援のため、母(父)子等に対して福祉資金の貸付や医療費の助成等様々な支援を行います。
ひとり親家庭への就業支援	母(父)子家庭の母(父)を対象とした就業相談を行います。職業能力開発等の資格の取得にあたっては、受講料の一部支援や生活費の助成を行います。

施策の方向（3） 男性にとっての男女共同参画

「男は家族を養えて一人前」、「男は強くなければならない」等、実は、男性も固定的な性別役割分担意識の影響を受けてきたといえます。こうした男性自身の固定的性別役割分担意識を解消することで、男性にとっても暮らしやすくなると考えられることから、「男女共同参画社会」は女性のためだけでなく、男性にとっても重要です。男性にとっての男女共同参画の意義と、家庭生活や地域社会への参加・参画を重視した普及啓発を行います。

■ 主要施策

男性の家事・子育て・介護等への参画推進

事業名	事業説明
男性の家事・地域活動への参加の促進	男性の固定的な性別役割分担意識の変化を促すため、家事や地域活動への参加を推奨する男性向け講座等を開催します。
男性の育児参加の促進	男性の育児への係わりを深めるため、両親教室等への父親の参加を呼びかけ、啓発活動等を実施します。

男女共同参画コラム③

男性にとっての男女共同参画

武蔵大学社会学部助教 田中俊之

男女共同参画は女性のための施策と考えている人が少なくありません。しかし、「男は仕事、女は家庭」という固定的なイメージは、男性にとっても窮屈なものです。例えば、せっかく有給休暇を取得しても、「普通の男性は平日の昼間は働いているものだ」と一般的に考えられているので、ちょっと出歩いただけで不審者あつかいをされる危険があります。これでは、おちおち近所を散歩することもできません。女性だけではなく、男性が自由な生き方をするためにも、男女共同参画社会を実現していく必要があります。

まだまだ男性の中には、仕事中心の生き方を続けたいという方もいらっしゃるでしょう。男性は所属する会社や与えられた地位によってプライドを維持する傾向がありますが、会社はあくまで社会の一部です。この考えをどこかで断ち切らなければ、ワーク・ライフ・バランスは成立しません。

会社だけではなく、地域や家庭があって社会は成立しています。ですから、会社で働くだけでは、実は「社会人」として十分ではありません。本当の意味での「社会人」とは、会社、地域、家庭のすべての領域で自分の役割を果たしている人のことです。家事・育児を積極的に担う若い世代のイクメンたちは、「社会人」としての可能性を大いに秘めていると言えます。

基本方針4

異性に対する暴力の根絶と人権の尊重

異性からの暴力を未然に防ぐとともに、被害者の自立に向けた支援を充実・強化することで、異性に対する暴力の根絶を目指します。

また、男女で異なる健康上の問題があることをお互いに理解し、生涯を通じて健康に過ごせる社会を目指します。

実現すると…

男女の人権が尊重され、安心な生活を送ることができ、心身ともに健康に生きることのできる社会になります。

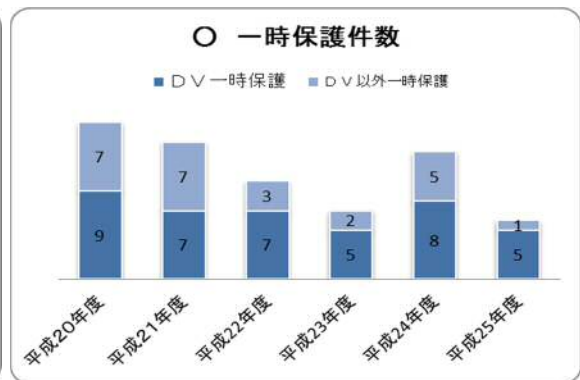
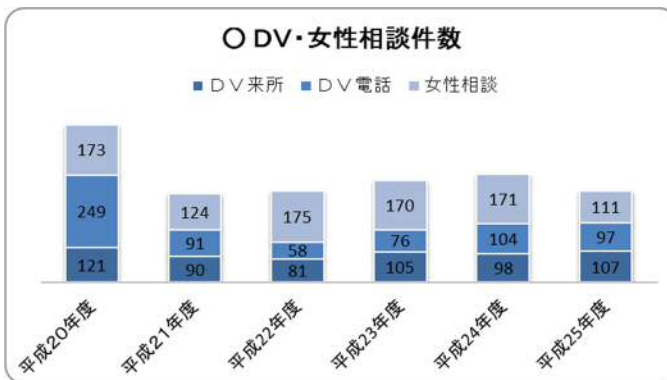
◆現状と課題

ドメスティック・バイオレンス（DV）による相談件数は依然として多く、被害者の多くは女性であり、被害は複雑化・多様化しています。異性への暴力は、重大な人権侵害であり、暴力防止と被害者の自立に向けた支援にさらに取り組む必要があります。

また、近年では、デートDV（交際相手からの暴力）の問題も顕在化しており、若い世代への意識啓発も重要です。

◎ 海老名市のDV・女性相談件数の推移

これまで増加傾向だったDV相談等の件数は、H25年度においては微減したものの、いまだ200件を超える状況となっている。被害者の支援においては、専門性やきめ細かいケアが求められるため、関連機関・団体と連携し、これらのニーズに的確に responding していく必要がある。



※データは平成26年3月末現在

◎指標

項目	指標
配偶者等からの暴力の相談窓口の周知度	100% (5年後)

施策の方向（１） 配偶者等からの暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス（DV）は、重大な人権侵害であり、家庭内で行われるため同居する子どもにも重大な影響を及ぼします。暴力に悩む女性などを支援するため、関係機関と連携して、相談・一時保護・自立に向けた切れ目のない支援の充実に取り組みます。

■ 主要施策

① ドメスティック・バイオレンス(DV)・デートDV防止に向けた啓発活動の充実

事業名	事業説明
ドメスティック・バイオレンス(DV)防止に向けた広報・啓発活動の推進	ドメスティック・バイオレンス(DV)に対する正しい認識を広めるため、広報や啓発紙により周知します。
DV気づき講座、デートDV防止啓発講座の実施	DVに対する正しい認識を身につけるための講座(DV気づき講座)や、若い世代への啓発促進を目的とするデートDV防止講座を実施します。

※ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者間・パートナー間の暴力をいい、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれる。

※デートDV

若い世代に起きている恋人間の暴力をいい、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれる。

② DV被害者に対する相談・安全確保の充実

事業名	事業説明
相談員及び職員の資質の向上	女性相談員や相談業務に関わる職員の資質向上を図るため、研修会等に派遣します。
DV被害者の総合対策の推進(相談・緊急一時保護・自立支援)	DV防止法に基づき、配偶者等からの暴力被害者を迅速かつ適切に支援するため、相談・一時保護、自立支援を実施します。
関係機関との連携強化	相談内容に応じた適切な対応ができるよう、関係機関との連携を強め、情報の共有化に努めます。
提案・苦情への対応	配偶者暴力の防止や被害者支援に関する市民からの提案、被害者からの苦情の申立に対し、適切に対応します。

③ 被害者への自立支援の充実

事業名	事業説明
被害者の立場に立った自立支援	各種窓口で被害者本人による手続きが必要な場合には、必要に応じ相談員や職員が協力します。
就労の支援	就業相談を行い、職業能力開発等の資格の取得にあたっては、受講料の一部支援や生活費の助成を行います。
経済的な支援	経済的自立と生活意欲の助長を図るため、福祉資金の貸付や医療費の助成を行うほか、生活保護制度の活用も考慮します。

施策の方向（２） 異性に対する暴力の防止と人権の尊重

情報を読み解き評価していく力（メディア・リテラシー）の向上、セクシュアル・ハラスメント防止対策の支援等に取り組みます。

■ 主要施策

① メディア・リテラシーの向上

事業名	事業説明
メディア・リテラシー講座の開催と啓発	メディアによってもたらされる情報を読み解く力を高める講座を開催します。
有害環境浄化活動の促進	青少年によるインターネット上からの有害情報の閲覧等を防ぐため、フィルタリングをかけるよう保護者等へ周知啓発します。また、書店等に対しての有害図書の実態調査なども行います。

※メディア・リテラシー

新聞やテレビなどのメディアで紹介される男女のイメージには、メディア側による加工がなされている。現実には多様な男女の姿があるにもかかわらず、加工されたイメージが典型的な男女像であると認識される危険性がある。それを読み解いていく判断力・理解力のこと。

② セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進

事業名	事業説明
セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発	セクシュアル・ハラスメントを防止するため、啓発紙を発行します。
マタニティ・ハラスメントによる離職防止の啓発	マタニティ・ハラスメントによる女性従業員の離職が起きないよう、優良企業の紹介等の啓発を行います。

※マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産した女性に対する職場での嫌がらせ。出産後の就業継続を妨げる大きな要因になっている。

施策の方向（3） 男女の生涯を通じた健康支援

男女で異なる健康上の問題について、若い世代のうちから正しい理解が得られるよう普及啓発します。また、妊娠・出産などに関わる女性の健康の保持・増進に向けた支援など、生涯を通じた男女の健康を支援します。

■ 主要施策

① 女性の健康相談や妊娠・出産への支援

事業名	事業説明
妊娠健康診査の実施	妊婦の健康診査や、健康相談を実施します。
新生児訪問指導等の実施	母子の健康保持のため助産師や保健師による家庭訪問を行います。
両親教室の実施	母子健康教育として妊娠・出産・育児について正しい知識の普及啓発を行い、初めて母親、父親になる人に対しても妊娠中の不安を軽減し、安全な出産・育児ができるように支援します。
各種健康診査の実施	男性特有の前立腺がん、女性特有の子宮がん・乳がん等の検診を実施し、早期発見につなげます。
健康講演会の開催	男女ともに心身の健康が保たれるよう講演会を開催します。

② 性やエイズに関する正しい理解への取り組み

事業名	事業説明
エイズ予防に関する普及・啓発	エイズの危険性の情報を提供し、正しい知識と予防に向けた啓発を行います。
性に関する指導・エイズ教育の実施	小中学生を対象に生命の創造、妊娠の経過、出産のしくみ等に関する正しい知識を適正に指導します。
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの必要性和正しい認識を広めるために、啓発紙への掲載や啓発講座を実施します。

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

女性には子どもを産むという身体機能があるが、子どもを産む・産まない、あるいは子どもの数や出産間隔・時期などについて、女性が過剰な期待や圧力に悩み、苦しむケースが増えている。生殖に関する医療技術が高度の進歩を遂げているが、その行使に関しては、一人ひとりの女性の意思と健康状態が十分尊重され、選択の自由が保障されることが大切である。この考え方が、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の概念と呼ばれているものである。

男女共同参画社会へ向けて

中央大学法学部教授 広岡守穂

男女共同参画は、国際社会が一致協力して取り組んでいる人類全体の課題です。そして世界は急速に変わっています。そんな中で、もちろん日本も大きく変わっています。30年前には、生まれ変わるとしたら男がいいか女がいいかと聞かれて、男がいいと答える女性が大勢いました。国会議員も地方議員も、9割以上が男性でした。けれども世界の国々と比べたら、日本における女性の社会進出は、実は、かなりスローテンポです。

男女共同参画の課題は、行政のあらゆる分野にまたがっています。安心して子育てしながら働くことができるようになること、会社の管理職の女性割合が高まること、DVやセクハラをはじめ、女性に対する暴力を根絶すること、などなど。それらの問題は教育や福祉やまちづくりをはじめ、さまざまな分野にあります。家庭の中にもあります。だから男女共同参画をすすめるには、企業や学校や警察やNPO団体などとの協力が欠かせません。

男女共同参画はわたしたち自身のところの中の課題です。町内会・自治会やPTAなどの役員選びにも、男だから女だからという意識が顔をのぞかせます。父親が関わらないで、自分ひとりで子育てしている母親も少なくありません。仕事や家事、育児など、広い分野で男女がともに協力しあうことが、男女共同参画社会の実現に向けた第一歩なのではないでしょうか。もっと女性が社会進出しやすい社会にするには、まずは、電車で赤ちゃんを抱いている女性を見かけたら、声をかけて座席を譲るといった、ちょっとした気配りからはじまるのかもしれない。



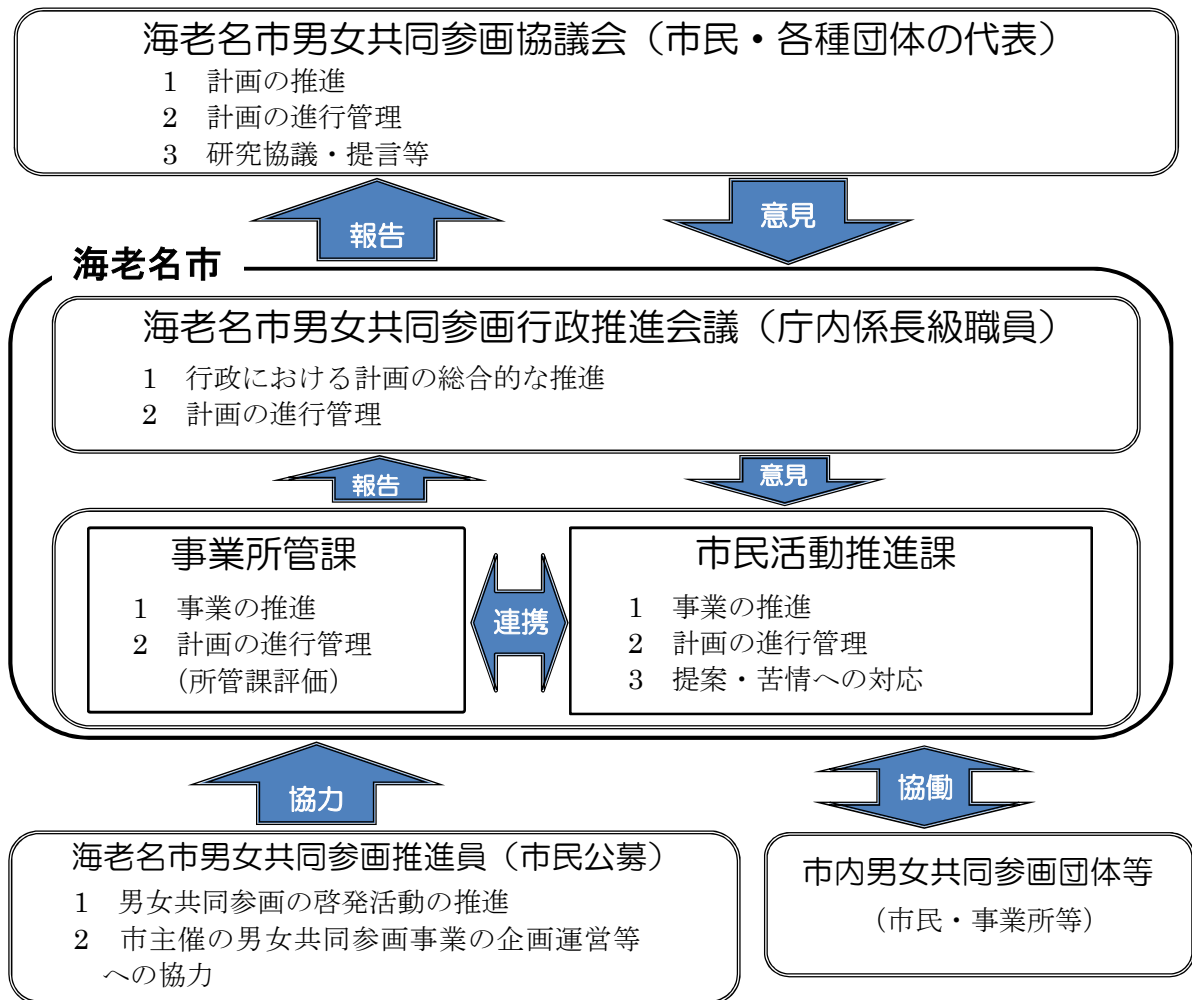
第4章 推進体制と進行管理等

推進体制と進行管理等

1 推進体制

- (1) 海老名市男女共同参画協議会
男女共同参画計画の推進において、市民の視点を加えることで事業に対する客観性や信頼性を高めるため、市民や各種団体の代表者で構成する「男女共同参画協議会」を設置します。
- (2) 海老名市男女共同参画行政推進会議
「男女共同参画行政推進会議」を開催し、男女共同参画の視点を持って事業を推進できるよう市役所全体で取り組みます。
- (3) 海老名市男女共同参画推進員
「男女共同参画推進員」を公募し、事業の企画運営や啓発紙の作成など、男女共同参画を推進する活動を行います。
- (4) 市の男女共同参画施策への提案、苦情
市の男女共同参画施策をより幅広く着実に推進するため、市が実施する男女共同参画施策または事業に関する市民からの提案や苦情の申し立てに対し、適切に対応します。
- (5) 市役所の男女共同参画推進に向けた取り組みの強化
市役所における女性管理職の積極的な登用、男性職員の育児休業取得の促進、ワーク・ライフ・バランスの推進、男女共同参画意識の向上を図る職員研修、女性チームリーダー研修等、市役所が男女共同参画への取り組みを率先して行い、それを公表することで、市民や市内事業所へのモデルとなるよう努めます。
- (6) 審議会等における男女共同参画の推進
市民意見を市政に反映するため、政策や方針を決定する重要な役割を担う審議会等への市民参加など、「海老名市市民参加条例」に基づき推進していくとともに、女性委員の積極的な登用にも配慮していきます。

市役所が取り組む重点目標	現状 (H26年度)	目標値 (H31年度)
審議会等における女性委員の割合	27.5%	34%
市役所管理職（課長相当職以上）における女性割合	13.6%	19%
市役所男性職員の育児休業取得率	0%	10%



2 進行管理

プランでは、事業所管課における事業の進捗状況を確認・把握するため、報告書を毎年度作成し、ホームページ等で市民へ公表します。また、進行管理をするための組織を設置し、計画の実施状況の把握や点検を継続して行います。

（1）事業所管課による評価

男女共同参画プランの事業所管課が、前年度実施した事業の進捗状況をまとめ、それに自課による評価を行い、評価書を作成します。

（2）「海老名市男女共同参画行政推進会議」による評価

男女共同参画プランの事業所管課等の係長級職員を中心に構成される「海老名市男女共同参画行政推進会議」において、事業所管課の評価書に対する意見・提言を行います。

（3）「海老名市男女共同参画協議会」による評価

市民の視点を加えることで事業評価に対する客観性や信頼性を高めるため、市民の代表や各種団体から推薦された方で構成される「海老名市男女共同参画協議会」にて、行政の評価結果に対し意見・提言を行います。

3 課別事業一覧

担当課	事業名	施策	ページ
市民活動推進課	男女共同参画に関する学習機会の提供	1-(1)-①	10
	市民との協働による男女共同参画の推進	1-(1)-①	10
	男女共同参画推進員の設置	1-(1)-①	10
	男女共同参画に関する情報の提供	1-(1)-②	10
	男女共同参画推進事業所の視察・情報提供	1-(1)-②	10
	人権講演会の開催	1-(2)-①	11
	女性のエンパワーメントの促進と人材育成	2-(1)-①	16
	人材の情報提供	2-(1)-①	16
	女性のキャリアサポート事業	2-(1)-②	16
	女性リーダー研修の実施	2-(1)-②	16
	地域活動団体等の役員への女性登用の促進	2-(2)-①	17
	審議会等委員への女性の参画推進	2-(2)-③	17
	審議会等における女性登用の実態調査の実施	2-(2)-③	17
	ワーク・ライフ・バランスの啓発資料の作成、啓発	3-(1)-①	20
	男女共同参画推進事業所の視察・情報提供 【再掲】	3-(1)-①	20
	「女性の活躍推進事業所」の表彰	3-(1)-①	20
	女性のキャリアサポート事業 【再掲】	3-(1)-②	20
	ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催	3-(1)-②	20
	男性の家事・地域活動への参加の促進	3-(3)	22
	ドメスティック・バイオレンス(DV)防止に向けた広報・啓発活動の推進	4-(1)-①	24
	DV気づき講座、デートDV防止啓発講座の実施	4-(1)-①	24
	相談員及び職員の資質の向上	4-(1)-②	24
	DV被害者の総合対策の推進(相談・緊急一時保護・自立支援)	4-(1)-②	24
	関係機関との連携強化	4-(1)-②	24
	提案・苦情への対応	4-(1)-②	24
	被害者の立場に立った自立支援	4-(1)-③	24
	メディア・リテラシー講座の開催と啓発	4-(2)-①	25
	セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発	4-(2)-②	25
マタニティ・ハラスメントによる離職防止の啓発	4-(2)-②	25	
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知	4-(3)-②	26	
危機管理課	防災分野への女性の参画	2-(2)-②	17
	地域防災計画の見直し	2-(2)-②	17
健康づくり課	妊娠健康診査の実施	4-(3)-①	26
	新生児訪問指導等の実施	4-(3)-①	26
	両親教室の実施	4-(3)-①	26
	各種健康診査の実施	4-(3)-①	26

担当課	事業名	施策	ページ
健康づくり課	健康講演会の開催	4-(3)-①	26
	エイズ予防に関する普及・啓発	4-(3)-②	26
福祉総務課	経済的な支援	4-(1)-③	24
子育て支援課	保育所の整備等促進	3-(2)-①	21
	多様なニーズに対応した保育サービスの充実	3-(2)-②	21
	子育て支援センター事業の充実	3-(2)-②	21
	ファミリーサポートセンター事業の充実	3-(2)-②	21
	ひとり親家庭の自立に向けた経済的支援	3-(2)-③	22
	ひとり親家庭への就業支援	3-(2)-③	22
	男性の育児参加の促進	3-(3)	22
	就労の支援	4-(1)-③	24
	経済的な支援	4-(1)-③	24
障がい福祉課	障がい者と障がい者の家族の支援	3-(2)-②	21
高齢介護課	介護老人福祉施設等の整備促進	3-(2)-①	21
	介護保険サービスの充実	3-(2)-②	21
商工課	労働講座の開催	3-(1)-②	20
農政課	女性農業者グループ育成事業	2-(2)-①	17
予防課	女性防火推進員の活躍支援	2-(2)-②	17
教育指導課	男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進	1-(1)-①	10
	人権講演会の開催	1-(2)-①	11
	教職員研修の充実	1-(2)-①	11
	人権教育の一環としての男女平等教育	1-(2)-②	11
	男女平等の視点に基づいた資料の提供	1-(2)-②	11
	男女平等の視点に基づいた生き方指導の充実	1-(2)-②	11
	あそびっ子クラブ・まなびっ子クラブの実施	3-(2)-②	21
	児童健全育成対策事業（学童保育）の充実	3-(2)-②	21
	有害環境浄化活動の促進	4-(2)-①	25
	性に関する指導・エイズ教育の実施	4-(3)-②	26
職員課	市役所管理職（課長相当職以上）における女性割合	推進体制と進行管理等	29
	市役所男性職員の育児休業取得率	推進体制と進行管理等	29

— 付属資料 —

策定経過

年 月	経 過
平成26年5月	第1回海老名市男女共同参画協議会 プラン見直しの概要
平成26年6月	第2回海老名市男女共同参画協議会 課題のまとめ、骨子(案)の検討
	第1回海老名市男女共同参画行政推進会議 骨子(案)の検討
平成26年7月	男女共同参画に関する中学生意識調査の実施
平成26年8月	実施事業調査(関係各課) 骨子(案)の検討
	第2回海老名市男女共同参画行政推進会議 素案の検討
	第3回海老名市男女共同参画協議会 素案の検討①
	男女共同参画に関する中学生意識調査の集計・分析
平成26年9月	関係各課と個別協議
	男女共同参画に関する中学生意識調査のまとめ
平成26年12月	実施事業調査(関係各課) 素案の検討
	第4回海老名市男女共同参画協議会 素案の検討②、パブリック・コメントの実施について
	12月最高経営会議 素案の確認、パブリック・コメントの実施について
平成27年1月	1月議員全員協議会 素案、パブリック・コメントの実施について(報告)
	1月15日～28日、パブリック・コメント実施(市民意見の募集)
平成27年2月	第5回海老名市男女共同参画協議会 パブリック・コメントの結果、最終計画(案)の検討
	2月政策会議・最高経営会議 「第2次海老名市男女共同参画プラン」の決定
平成27年3月	海老名市議会第1回定例会 「第2次海老名市男女共同参画プラン」の報告
平成27年4月	「第2次海老名市男女共同参画プラン」の施行

第5期男女共同参画協議会委員名簿

任期:平成26年4月1日～平成28年3月31日
(順不同)

	氏名	選出母体
◎ 1	石倉 幸	特定非営利活動法人 かながわ女性会議
○ 2	西海 久子	相談委員協議会 (人権擁護委員)
3	片山 牧子	小中校長会連絡協議会
4	難波 光子	国際ソロプチミスト海老名
5	北村 照子	地域婦人団体連絡協議会
6	尾崎 秀樹	商工会議所
7	木島 直子	JAさがみさわやか倶楽部 海老名地区
8	染谷 満里子	民生委員児童委員協議会
9	佐藤 雪雄	(社)社会福祉協議会
10	滝口 澄子	市民公募委員
11	大治 朋子	市民公募委員
12	中山 利次	市民公募委員
13	石井 尚子	市民公募委員

◎印は会長 ○印は副会長

※アドバイザー

広岡 守穂	中央大学法学部教授
-------	-----------

第2次海老名市男女共同参画プラン(素案)に対する
パブリック・コメントの結果報告

1 意見募集期間

平成27年1月15日(木)～1月28日(水)

2 寄せられた意見と見解

- ・意見数 4件
- ・人数内訳 2名(女性1名・男性1名)

意見No.	内容区分	性別	意見主旨	市の考え方
1	2		プラン内に「審議会への女性登用の推進」は謳われているが、「審議会の市民参加の推進」には触れられていない。女性比率の拡大はかなり進んだが、市民参加は低い数値である。是非、「市民参加の推進」を新プランでも取り組んでほしい。	『男女共同参画』の視点から、「審議会等への女性登用の推進」を施策に位置づけました。「市民参加の推進」は、男女共同参画の視点からも重要であることから、今回の意見に鑑み、プランの中の行政が行う「推進体制」の中に、記載してまいります。
2	5	女性	旧計画では、市役所内の男女共同参画の推進が大きく扱われていたが、新プランでは「推進体制」内での扱いのみである。民間をリードするためにも是非大きく推進してほしい。	本プランは、市民・事業者・行政・学校など「海老名市全体」で推進していくプランであり、一事業者としての市役所のプランでは無いため、市役所が実施すべき取り組みについては、あえて別立てで「推進体制」として巻末に掲載しました。しかし、行政の責務は、しっかりと果たしてまいります。
3	1	男性	各基本方針、主要施策に種々の新規事業が追加されている。 基本方針1の新規事業として「市民との協働による男女共同参画の推進」は、事業を市民と協働で実施することによる著しい効果が期待される。また、既存の一般公募の「推進員」との円滑な連携を維持する必要がある。	「市民との協働による男女共同参画の推進」は、男女共同参画社会の実現という目的のもと、市民と行政が連携・協力して実施する事業で、市民団体・NPOといった様々な主体との共催事業の実施等を想定しています。 行政の男女共同参画事業の企画運営に協力いただき、「男女共同参画推進員」の活動も、今後より一層充実させていきます。
4	5		基本方針ごとに5年間の指標を定め、明確に提示されている。 特に『「男女共同参画社会」という用語の周知度』については市民全体へ十分に浸透しているとは思えない。地域の段階でもその現実には厳しいものがあるように思う。活動の根幹ともいえる市民の意識啓発目標達成をめざそう！！	市民への周知度向上のためには、誰もが親しみやくわかりやすい内容から、より専門的な分野にまで、幅の広いメニューを継続して実施していくことが必要であると考えます。情報紙の発行や講演会・講座の開催等、多岐に渡る事業を展開していきます。

【内容区分】

- 1 基本方針1「男女共同参画社会実現のための意識づくり」に関する事
- 2 基本方針2「様々な分野における男女共同参画の推進」に関する事
- 3 基本方針3「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」に関する事
- 4 基本方針4「異性に対する暴力の根絶と人権の尊重」に関する事
- 5 その他(全般に関する事等)

◇ 用語解説 ◇

○ M字型曲線

わが国の女性労働者の年齢階級別の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）を折れ線グラフで表すと、30歳代でいったん落ち込むM字型を描く。結婚・出産・育児の期間は、仕事を辞めて家事・育児に専念し、子育てが終了した時点で再就職するという、日本の女性のライフスタイルを表すものである。真の男女共同参画社会となるためには、この折れ線グラフが逆U字型に変わっていくことが必要である。

○ 合計特殊出生率

一人の女性が一生の間（15～49歳）に生む子どもの数の目安として用いられる数値で、人口を維持するために必要な合計特殊出生率は、2.08といわれている。

平成25年の合計特殊出生率は1.43で、前年の1.41を0.02ポイント上回る結果となった。昭和50年に2.00を下回ってからは低下傾向が続いていたが、平成18年に6年ぶりに上昇してからは3年連続上昇。その後も前年同率と上昇を続け、平成24年から2年連続の上昇となった。これは、30代の出生率上昇などが原因だが、出生数自体は横ばいで、依然として少子化の傾向は続いている。

○ ジェンダー = 社会的性差

生物学的な性の差（Sex）ではなく、「男らしさ」や「女らしさ」といった、社会や文化によって作り上げられた性の差を指す。ジェンダーには、男女の固定的性別役割分担意識や偏見から、伝統文化やファッションに至るまで、幅広い分野が含まれる。

すべてのジェンダーが、男女共同参画社会の形成を阻害するものではない。しかし、時としてジェンダーが男女の理想の姿として固定化され、それが一方の性への差別や、機会の不平等につながることもあるので注意が必要である。

○ 女性のエンパワーメント

女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくこと。

○ セクシュアル・ハラスメント

相手の了解を求めたり得たりせずに、性的な嫌がらせを行うことをいう。

セクハラには、環境型（触る・いやらしい冗談を言う・ヌード写真を掲示するなど）と、代償型（職務上の地位を利用、または代償・対価として性的要求が行われるもの）がある。また、男性から女性だけでなく、女性から男性に対して行われる性的な嫌がらせも、セクハラに該当する。

相手の了解の有無は、多くの場合、人間関係やコミュニケーションの程度によって判断される。職場におけるセクハラは、コミュニケーション力やモラルの低下によって発生する。セクハラ問題に関する訴訟では、労働者の人権の侵害や、使用者の管理監督責任が厳しく問われ、損害賠償の内容も高額化の傾向にある。

○ デートDV

恋人間の暴力をいい、最近、10代、20代の若いカップルの間でも問題になっている。身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれる。デートDVは将来、深刻な夫婦間のDVに発展する可能性も高く、防止策が急がれている。

○ ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者間・パートナー間の暴力をいい、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれる。

○ ポジティブ・アクション

社会的・構造的な理由によって一方の性が不利益を受けている場合に、機会が実質的に均等になるように改善していく措置のこと。クオータ制、企業の管理職・国や地方公共団体の審議会等における女性の登用拡大なども、ポジティブ・アクションの一環といえる。なお、ポジティブ・アクションは、あくまでも機会が均等になるまでの、特例的・暫定的な措置となる。

○ マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産した女性に対する職場での嫌がらせ。出産後の就業継続を妨げる大きな要因になっている。

○ メディア・リテラシー

新聞やテレビなどのメディアで紹介される男女のイメージには、メディア側による加工がなされている。現実には多様な男女の姿があるにもかかわらず、加工されたイメージが典型的な男女像であると認識される危険性がある。それを読み解いていく判断力・理解力のこと。

○ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

女性には子どもを産むという身体機能があるが、子どもを産む・産まない、あるいは子どもの数や出産間隔・時期などについて、女性が過剰な期待や圧力に悩み、苦しむケースが増えている。生殖に関する医療技術が高度の進歩を遂げているが、その行使に関しては、一人ひとりの女性の意思と健康状態が十分尊重され、選択の自由が保障されることが大切である。この考え方が、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の概念と呼ばれているものである。

○ ワーク・ライフ・バランス

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、個人の事情や希望、人生の段階に応じて、自ら希望するバランスで展開できる状態を進めようとする事。

具体的には、働き方を見直して仕事の効率を高めることで、時間的余裕が生まれ、それとともに、仕事の成果も高まり、個人の生活全般の充実につながる。このことによって、個人の意欲や創造性が高まり、さらなる仕事の充実にもつながるといふ、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環が、多様性に富んだ活力ある社会を創出するとする考え方である。

付属資料

海老名市男女共同参画協議会設置要綱

(設置)

第1条 海老名市男女共同参画計画（以下「男女共同参画計画」という。）の総合的推進に資するため、海老名市男女共同参画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画計画の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画計画の進行管理に関すること。
- (3) 男女共同参画行政の研究協議、提言等に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員16人以内で組織し、次に掲げる者から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体から推薦された者
- (3) 市民代表者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

- 2 委員に欠員を生じたときは、その補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議は会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

付属資料

- 3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は必要があると認めるときは、アドバイザーとして識者の出席を求め、指導又は助言を受けることができる。
- 5 第4項に規定するものは、報償を支給することができる。

(庶務局)

第7条 協議会の庶務は、市民活動推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

《平成18年4月1日・制定》

《平成22年4月1日・一部改正》

付属資料

海老名市男女共同参画行政推進会議設置要綱

(設置)

第1条 地域に根ざした男女共同参画社会の充実を目指し、市における男女共同参画行政に関する施策について、全庁的な基本理念の統一及び総合的な推進に向けて、行政各部課等間の連絡調整を図り、海老名市男女共同参画計画（以下「男女共同参画計画」という。）を推進するため、海老名市男女共同参画行政推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 男女共同参画計画の総合的な推進に関すること。
- (2) 男女共同参画計画の進行管理に関すること。
- (3) 男女共同参画行政についての調査、研究、企画立案、情報交換及び連絡調整に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、男女共同参画行政に関すること。

(組織等)

第3条 推進会議は、会長、副会長、及び委員をもって組織する。

- 2 会長には市民協働部次長を、副会長には市民活動推進課長をもって充てる。
- 3 委員には、別表に掲げる課の中から会長の指名を受けた者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、推進会議を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 会長は、必要に応じ、関係者の出席又は関係資料の提出を求めることができる。

(庶務)

付属資料

第6条 推進会議の庶務は、市民協働部市民活動推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

《平成18年4月1日・制定》

《平成20年4月1日・一部改正》

《平成22年4月1日・一部改正》

《平成23年6月1日・一部改正》

《平成24年4月1日・一部改正》

付属資料

別表(第3条関係)

	課 等 名
市長室	職員課
財務部	企画財政課
市民協働部	市民活動推進課
保健福祉部	健康づくり課 子育て支援課 高齢介護課
経済環境部	商工課 農政課
建設部	道路管理課
まちづくり部	都市計画課
消防本部	予防課
教育部	教育指導課

男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）

改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号
同 11 年 12 月 22 日 同 第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けたさまざまな取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社

会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策

又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の

促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- （施策の策定等に当たっての配慮）
- 第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
- （国民の理解を深めるための措置）
- 第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
- （苦情の処理等）
- 第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
- （調査研究）
- 第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。
- （国際的協調のための措置）
- 第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の

下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

（設置）

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること
- (3) 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること

（組織）

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

（議長）

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総
理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有す
る者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数
の 10 分の 5 未満であってはならない。

3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議
員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満
であってはならない。

4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要が
あると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又
は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、
説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があ
ると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対して
も、必要な協力を依頼することができる。

(政令等への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議
員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で
定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(以下省略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号)

最終改正 平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等 (第 2 条の 2・第 2 条の 3)

第 2 章 配偶者暴力相談支援センター等 (第 3 条―第 5 条)

第 3 章 被害者の保護 (第 6 条―第 9 条の 2)

第 4 章 保護命令 (第 10 条―第 22 条)

第 5 章 雑則 (第 23 条―第 28 条)

第 5 章の 2 補則 (第 28 条の 2)

第 6 章 罰則 (第 29 条・第 30 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取
組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含
む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が
必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの
暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困
難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人
の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現
を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保
護するための施策を講ずることが必要である。このことは、
女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取
組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自
立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力
の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(定義)

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配
偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃
であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下
同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言
動（以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対す
る暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に
対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はそ
の婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であ
った者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む
ものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力
を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしてい
ないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、
「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関
係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の
事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止
するとともに、被害者の自立を支援することを含め、そ
の適切な保護を図る責務を有する。

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第 2 条の 2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及
び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において
「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及
び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以
下この条並びに次条第 1 項及び第 3 項において「基本方
針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第
1 項の都道府県基本計画及び同条第 3 項の市町村基本
計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関す

る基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

(2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

(3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合には、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

(4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

(6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)
第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)
第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去するこ

と及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- (1) 面会を要求すること。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命

令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事

件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかに

その旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第 4 項の規定による通知がされている保護命令について、第 3 項若しくは第 4 項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第 3 項の規定は、第 3 項及び第 4 項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第 17 条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第 10 条第 1 項第 1 号又は第 2 項から第 4 項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して 3 月を経過した後において、同条第 1 項第 2 号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して 2 週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第 6 項の規定は、第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第 15 条第 3 項及び前条第 7 項の規定は、前 2 項の場合について準用する。

(第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令の再度の申立て)

第 18 条 第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して 2 月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必

要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第 12 条の規定の適用については、同条第 1 項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第 1 号、第 2 号及び第 5 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同項第 5 号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第 1 号及び第 2 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同条第 2 項中「同項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項」とあるのは「同項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第 19 条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第 20 条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第 12 条第 2 項(第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第 21 条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成 8 年法律第 109 号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第 22 条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- (3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦

人相談員が行う業務に要する費用

(4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- (1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- (2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（以下省略）

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第1条 この法律は公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者

～だれもがイキイキ みんな輝く～

第2次海老名市男女共同参画プラン

平成27年3月 発行

編集・発行 海老名市役所市民協働部
市民活動推進課人権男女共同参画係
〒243-0492 海老名市勝瀬 175 番地の1
TEL：046-235-4568
FAX：046-231-2670
shimin-katsudo@city.ebina.kanagawa.jp
